

令和6年度

第4回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和6年7月29日

石巻市農業委員会

## 第4回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和6年7月29日 午前10時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6号 石巻市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

閉 会

出席委員（18名）

1番	松川一	生	委員	3番	前野利	春	委員
4番	齋藤忠	直	委員	5番	後藤嘉	伸	委員
6番	近藤	茂	委員	7番	石川雅	洋	委員
8番	細川淑	子	委員	9番	高橋生	一	委員
10番	佐々木	洋	委員	11番	伏見さと	子	委員
12番	岡田正	男	委員	13番	高瀬禎	司	委員
14番	佐々木文	彦	委員	15番	高橋善	宏	委員
16番	高橋由	佳	委員	17番	遠藤章	一	委員
18番	武山	勝	委員	19番	高橋千代	恵	委員

欠席委員（1名）

2番	今野真	理	委員
----	-----	---	----

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信	悦	委員	21番	木村和	広	委員
22番	保原政	美	委員	24番	武山礼	二	委員
25番	佐々木	繁	委員	26番	首藤勝	博	委員
27番	山口修	一	委員	28番	佐藤和	隆	委員
29番	佐々木勝	行	委員	30番	安部秀	逸	委員
31番	渡邊孝	彦	委員	32番	伊藤	功	委員
33番	中村和	徳	委員	34番	山田茂	樹	委員
35番	遠藤雅	宏	委員	36番	西條健	一	委員
37番	榊田有	司	委員	38番	西條	勲	委員
39番	阿部正	展	委員				

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 局長	三浦武宏	事務局 次長
星 貴幸	事務局 長補佐 兼農地係 長	佐藤友人	主 査
本田 亨	主任 主事	山本万里	主任 主事
菅井 泰弘	主任 主事	門間桃子	主 事

---

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和6年度第4回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願いいたします。

---

午前10時40分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は19名であります。今野真理農業委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号1番松川一生委員、3番前野利春委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手のうえ、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立のうえ、発言願います。

---

◎報告第1号～報告第3号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてから、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は1ページをご覧ください。今月の受理件数は3件で、解約の理由は、全て所有権移転によるものでございます。

続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は2ページです。今月の受理件数は2件で、集合住宅敷地とするものが1件、住宅敷地とするものが1件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は3ページです。今月の受理件数は2件で、資材置場とするものが1件、住宅敷地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

---

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

はじめに、番号1、議案書の4ページ、位置図につきましては別添地図資料の1ページをご覧ください。前所有者が高齢のため耕作できなくなり原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号2、議案書の4ページ、地図資料は2ページです。前所有者が高齢のため耕作できなくなり原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号3、議案書の5ページ、地図資料は2ページです。昭和30年頃から居宅を建て、宅地として利用してきたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐々木洋委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

7月19日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査などを行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案3件について、証明書を交付することに決ま

た。

---

◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○佐藤友人主査 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は6ページです。

番号1、譲渡人の所有地処分のための贈与です。申請地は畑1筆、面積544平方メートルです。

番号2、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は田1筆、面積83平方メートルです。

番号3、譲渡人の耕作困難のための贈与です。申請地は畑1筆、面積297平方メートルです。

番号4、議案書は7ページ及び8ページです。譲渡人の耕作困難のための贈与です。申請地は田16筆、面積9,575.87平方メートルです。

番号5、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は田1筆、面積311平方メートルです。

番号6、議案書は9ページです。譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は畑5筆、面積1,367平方メートルです。

番号7、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は田1筆、面積126平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、後藤嘉伸委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

7月18日開催の農家相談委員会において、現地写真等による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願います。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案7件について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案7件について許可を与えることに決しました。

---

◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、説明いたします。

番号1、議案書の10ページ及び地図資料3ページをご覧ください。自宅への通路敷きとする転用です。農地区分は小集団の生産性が低い農地であることから、第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

はじめに、番号1、議案書の11ページ及び地図資料4ページをご覧ください。資材置場とするための一時転用です。農地区分は農振農用地及び第1種農地ですが、一時転用の例外規定が適用されます。

次に番号2、議案書の11ページから12ページ、地図資料は5ページです。太陽光発電施設用地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号3、議案書の12ページ、地図資料は6ページです。店舗用駐車場とする転用です。農地区分は三陸自動車道の出入口から300メートル以内の農地であることから、第3種農地に該当します。

次に番号4、議案書の12ページ、地図資料は7ページです。住宅敷地とする転用です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地であるため、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

次に番号5、議案書131ページ、地図資料は8ページです。太陽光発電施設用地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に番号6、議案書の13ページ、地図資料は9ページです。太陽光発電施設とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号7、議案書の13ページ、地図資料は10ページです。太陽光発電施設とするものです。農地区分は相談地から500メートル以内に教育施設及び医療施設があり、隣接道路に上下水道が埋設されているため、第3種農地に該当します。

次に番号8、議案書の14ページ、地図資料は10ページです。番号7の太陽光施設設置工事のための搬入路とする一時転用です。農地区分は相談地から500メートル以内に教育施設及び医療施設があり、隣接道路に上下水道が埋設されているため、第3種農地に該当します。

次に番号9、議案書の14ページ、地図資料は11ページです。駐車場、資材置場とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案9件については原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用

地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案書は15ページから22ページになります。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 それでは、ご説明いたします。別途配布しております令和6年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

はじめに、一覧表の1ページをご覧ください。中間管理機構による一括方式の利用権設定については、13件で28筆、合計面積は5万8,579平方メートルです。貸借期間は、5年から10年で10アール当たりの賃借料は水田利用で1万円から1万4,000円、コメによる物納は20キログラムから90キログラムとなっています。

所有権移転については、7件で7筆、合計面積は9,725平方メートルです。10アール当たりの売買価格は水田利用で15万375円から53万50円、畑地利用で10万円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農家相談委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、本案件に係る一括方式の10件、所有権移転の1件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農家相談委員会委員長から審査結果について報告がありました。はじめに一括方式について審議いたします。議案書は15ページから19ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式13件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は20ページから22ページになります。案件の中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に、この案件を審議したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、番号2番を議題といたします。議案書は20ページにな

ります。

議席番号 番、 委員は退席願います。

( 番 委員 退場)

○議長（高橋千代恵会長） 本案、番号2番について、ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 番、 委員は入場をお願いします。

( 番 委員 入場)

○議長（高橋千代恵会長） 委員に申し上げます。本案番号2番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、所有権移転について、議案書20ページから22ページのうち、番号2番を除いた6件について審議いたします。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転6件にかかる農用地利用集積計画について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第6号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第8、議案第6号 石巻市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○三浦武宏事務局次長 石巻市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明いたします。総会資料の23ページをご覧ください。候補者である渥美浩晃氏につきまして、農地利用最適化推進委員として委嘱いたしたく、農業委員会等に関する法律第10条第1項及び石巻市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則第9条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局から説明がありました。ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり、石巻市農地利用最適化推進委員を委嘱することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、原案のとおり、農地利用最適化推進委員を委嘱することに決しました。

なお、委嘱は本日付けとし、農業委員会等に関する法律第20条第1項の規定により、任期は農業委員会委員と同じ令和9年7月7日までとなります。

---

◎閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第4回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午前11時7分 閉会